

## アマックスコムサービス加入者向け 光パーフェクトTV！サービス契約約款

<b>第一節 総則</b> .....	1
第1条（約款の適用）.....	1
第2条（約款の変更）.....	1
第3条（用語の定義）.....	1
第4条（当社の代理人）.....	2
第5条（業務委託）.....	2
第6条（便宜の供与）.....	2
第7条（故障およびメンテナンス等）.....	3
第8条（料金等）.....	3
第9条（延滞利息）.....	4
<b>第二節 光パーフェクトTV！サービス</b> .....	4
第10条（契約の単位）.....	4
第11条（契約の成立）.....	4
第12条（オプションチャンネルおよび/またはオプションセットの変更、追加および取消等） .....	5
第13条（オプションチャンネルおよび/またはオプションセットの情報提供）.....	5
第14条（PPV、PPDおよびPPSの視聴）.....	6
第15条（視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニュー）.....	6
第16条（デジタルチューナーの管理等）.....	6
<b>第三節 その他</b> .....	6
第17条（契約の有効期間）.....	6
第18条（加入者が行う契約の解除等）.....	6
第19条（当社が行う契約の解除等）.....	7
第20条（通知義務）.....	8
第21条（禁止事項）.....	8
第22条（免責事項）.....	8
第23条（加入者個人情報の取扱い）.....	8
第24条（加入者個人情報の利用目的等）.....	9
第25条（加入者個人情報の第三者提供）.....	10
第26条（加入者個人情報の共同利用）.....	10
第27条（加入者個人情報の取扱の委託）.....	11
第28条（安全管理措置）.....	11
第29条（本人による開示の求め）.....	11
第30条（本人による利用停止等の求め）.....	11
第31条（本人確認と代理人による求め）.....	12
第32条（本人の求めに係る手数料）.....	12
第33条（苦情処理）.....	12
第34条（本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口）.....	12
第35条（保存期間）.....	12
第36条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）.....	13
第37条（権利の譲渡）.....	13
第38条（契約上の地位の承継）.....	13
第39条（準拠法・管轄）.....	13
第40条（協議事項）.....	13

## 第一節 総則

### 第1条（約款の適用）

株式会社オプティキャスト（以下「当社」といいます。）は、このアマックスコムサービス加入者向け光パーフェクTV！サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、光パーフェクTV！サービスを提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合、加入者は、変更後の約款の適用を受けるものとします。

### 第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

1.光パーフェクTV！サービス	放送法に基づいて提供される、当社の放送サービス
2.光パーフェクTV！ベーシックパック	光パーフェクTV！サービスのうち、東経124度および128度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再送信により提供される当社の放送番組サービスで、別表第3号に規定される各種料金の支払いにより視聴可能となるチャンネルサービス
3.オプションメニュー	光パーフェクTV！サービスのうち、東経124度および128度に位置する通信衛星を用いたデジタル放送の同時再送信により提供される当社の放送番組サービスで、光パーフェクTV！ベーシックパックに加えて申込みことができるオプションチャンネル、オプションセット、PPV、PPDおよびPPSによって構成されるサービス
4.光パーフェクTV！サービス契約	光パーフェクTV！サービスの提供を受けることを目的として締結される契約
5.加入者	当社と光パーフェクTV！サービス契約を締結した者
6.加入申込者	当社に光パーフェクTV！サービス契約の申込みをする者
7.加入者個人情報	生存する加入者（本約款においては、加入申込者および解除等により光パーフェクTV！サービス契約が終了した加入者を含みます。）個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の加入者個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の加入者個人を識別することができることとなるものを含みます。）
8.オプションチャンネル	オプションメニューの一つで、課金の単位が一月月となっている別表第3号 1)に規定するチャンネルサービス
9.オプションセット	オプションメニューの一つで、課金の単位が一月月となっている別表第3号 2)に規定するチャンネルのセットのサービス
10.PPV	オプションメニューの一つで、課金単位が一の放送番組と

	なっている番組サービス
11.PPD	オプションメニューの一つで、課金単位が一日となっているチャンネルサービス
12.PPS	オプションメニューの一つで、課金単位が当社の指定する複数の放送番組となっている番組サービス
13.スカパー	衛星デジタル有料放送サービスの限定受信システム（CAS）の管理を行う会社。スカパーJ S A T株式会社の略。
14.光パーフェクTV！デジタルチューナー（以下「デジタルチューナー」といいます。）	当社の指定する技術的な基準に適合するデジタル放送用受信機で、CSサービスを視聴するために必要な装置（スカパー！ICカードを除きます。）
15.スカパー！ICカード	デジタルチューナーに挿入されることにより、デジタルチューナーを制御する、ICを組み込んだスカパーが貸与するカード
16.アミックスコムサービス	株式会社アミックスコム（以下、「アミックスコム」といいます。）の提供するケーブルテレビサービス
17.ONU （Optical Network Unit）	電気通信事業者が住宅内に設置する、光終端装置
18. ヘッドエンド局	当社の放送番組を再送信するための設備
19. アミックスコム設備	加入申込者／または加入者に光パーフェクTV！サービスを提供するために必要な通信事業者の局舎から、加入申込者／または加入者の敷地内のONUまでの設備
20. 本設備	ヘッドエンド局の受信点からONUまでの放送設備

#### 第4条（当社の代理人）

- 1 当社は、光パーフェクTV！サービスの提供に係る権利の行使および債務の履行に関し、スカパーJ S A T株式会社を継続的に当社の代理人として選任するものとし（以下「当社の代理人」といいます。）加入者および加入申込者はこれに対して異議を述べないものとします。
- 2 当社が、光パーフェクTV！サービスの提供に関して加入者に対して行う通知は、特段の記載のない限り、当社の代理人または当社の代理人が指定する者が行うものとします。

#### 第5条（業務委託）

- 1 当社および当社の代理人は、それぞれの業務を遂行するために必要な範囲において、第三者に対して当該業務を委託することができるものとします。
- 2 当社および当社の代理人が業務を委託する第三者は、当社と加入者の特定取引（放送、通信等に係る取引であって、当社が加入者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引をいいます。）先の料金請求・収納業務およびこれに付随する業務を同時に行うことがあります。

#### 第6条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本設備およびONUの出力端子以降の設備（以下「加入者設備」といいます。）の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

#### 第7条（故障およびメンテナンス等）

- 1 光パーフェクTV！サービスの提供に際して視聴障害が生じた場合には、加入者は、加入者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して通知しなければなりません。この場合において、当社および当社の代理人は、速やかに発信状況を調査し、本設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社または当社の代理人の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因が加入者または当社（当社の代理人を含みます。）以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社および当社の代理人は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社もしくは当社の代理人以外の者の行為またはテレビ受像機に起因するときは、加入者は、当社または当社の代理人がこれらの調査または措置に要した費用を負担するものとします。
- 2 当社は、本設備の維持管理のため、光パーフェクTV！サービスの電波を一時的に停止することがあります。この場合においては、当社または当社の代理人は原則として事前にその旨を当社が別途定める方法で通知するものとします。

#### 第8条（料金等）

- 1 加入者は、視聴料をはじめとする各種料金を別表第3号に規定するところにより当社に支払うものとします。
- 2 加入者は、必要がある場合、その支払うべき各種料金を当社が別に定める方法により確認できるものとします。
- 3 支払われた各種料金は、本約款に規定する場合を除き、払戻されないものとします。
- 4 当社が各種料金の払戻しを行う場合において、加入者は、別表第3号 1) に定める返金手数料を支払わなければなりません。ただし、第19条第2項および第3項に基づく払戻しについては、返金手数料の支払いを要しないものとします。
- 5 当社は、各種料金を改定することがあります。この場合において、当社は、改定された料金を適用する1ヶ月前までに、改定された料金を加入者に通知するものとします。
- 6 前項の場合においては、加入者により既に支払われた各種料金（以下「前払料金」といいます。）と改定された料金との過不足は、改定料金適用日を含む月において精算するものとします。ただし、各種料金の値下げが行われた場合であって、加入者からの申出がない場合は、加入者による前払料金の余剰は、次回以降の各種利用料金の支払いに充当するものとします。
- 7 加入者の責に帰さない事由により、光パーフェクTV！サービスが月のうち半分以上提供されなかった場合には、当社は、当該光パーフェクTV！サービスに係る当該月分の各種料金を請求しないものとします。ただし当社が別途定める場合はこれによるものとします。
- 8 ベーシックパックおよび/またはオプションメニューにおいて、別表第3号 および の規定に基づきベーシックパックおよび/またはオプションメニューによる料金等が加入者に適用される場合、ベーシックパックおよび/またはオプションメニューを構成するチャンネルの一部の提供が停止または廃止された場合であっても、当該ベーシックパックおよび/またはオプションメニュー視聴料の額は変更されないものとします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 9 著しく大規模な天災、事変等により、加入者が光パーフェクTV！サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合は、各種料金の全部または一部を免除することがあります。

## 第9条（延滞利息）

加入者が、支払うべき各種料金その他の債務を、その支払期日から1ヶ月を経過しても支払わない場合には、当社は、加入者に対して、支払期日の翌日から起算して完済するまでの間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として請求できるものとします。

## 第二節 光パーフェクトTV！サービス

### 第10条（契約の単位）

- 1 光パーフェクトTV！サービス契約の単位は、スカパー！ICカード単位とします。
- 2 光パーフェクトTV！サービス契約は、当社の提供する光パーフェクトTV！サービスを、加入申込者または、加入申込者と同一の世帯の者が視聴することを目的（以下「世帯視聴目的」といいます。）として締結されます。ただし、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、または同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外の場合においては、前項の規定にかかわらず、その条件、利用料等について別途当社との間で取決めるものとします。
- 3 前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者とします。

### 第11条（契約の成立）

- 1 加入申込者は、光パーフェクトTV！サービスの提供を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して申込みを行わなければなりません。また、当社が別に定める場合を除き、光パーフェクトTV！サービスへの申込みは、アミックスコムサービス契約を締結していること、または本申込みと同時に締結することが必要となります。
- 2 光パーフェクトTV！サービス契約は、加入申込者が前項に規定する申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。なお、当社および当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、光パーフェクトTV！サービスの加入申込者が当該加入申込みにあたって当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して提供した事項に従って光パーフェクトTV！サービスを提供することによって免責されるものとし、これと異なる事項については何らの責任を負わないものとします。
- 3 当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、当該申込みを承諾した旨およびその日付を、当社の定める方法により通知します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 加入申込者が光パーフェクトTV！サービス契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (2) 加入申込者が光パーフェクトTV！サービスに関し、著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、または利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (3) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (4) 加入申込者が光パーフェクトTV！サービスを法および他の法令に反する目的で利用し、または利用するおそれがあると認められる場合
  - (5) 加入申込者が未成年であり、光パーフェクトTV！サービス契約の申込みにつき、親権

## 者の承諾を得ていない場合

### 第 12 条 ( オプションチャンネルおよび / またはオプションセットの変更、追加および取消等 )

- 1 加入者は、オプションチャンネルおよび / またはオプションセットの追加、変更、および取消等を行うにあたっては、当社が別に定める方法により、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に申込みを行わなければなりません。なお、加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネルおよび / またはオプションセットの追加および変更にあたっては、加入者または加入申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を当該申込みの際に、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して提出しなければなりません。
- 2 オプションチャンネルおよび / またはオプションセットの追加、変更および取消は、加入者または加入申込者が前項に従って追加、変更または取消を申請し、当社がその内容を確認後、承諾することによって成立します。
- 3 当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者は、当該追加、変更または取消を承諾した旨およびその日付を、当社の定める方法により通知します。なお、当社が別に定める場合には、それによるものとします。
- 4 当社は、次の各号に掲げる場合においては、チャンネルの追加、変更または取消を承諾しないことがあります。
  - ( 1 ) 加入者がオプションチャンネルおよび / またはオプションセットの追加、変更または取消に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - ( 2 ) 加入者が光パーフェクト TV ! サービスに関し、当社または当社の代理人もしくは第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害し、または利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - ( 3 ) その他加入者が本約款に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - ( 4 ) 加入者が光パーフェクト TV ! サービスを法および他の法令に反する目的で利用し、または利用するおそれがあると認められる場合
  - ( 5 ) 視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションチャンネルおよび / またはオプションセットの追加および変更にあたって、加入申込者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合、または、加入申込者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合
- 5 加入者は、オプションチャンネルおよび / またはオプションセットの取消をしようとする場合においては、その月末をもって取消を希望する月の初日の前日までに、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係るオプションチャンネルおよび / またはオプションセットは、当該月末をもって取消されるものとします。
- 6 前項に基づき加入者がオプションチャンネルおよび / またはオプションセットの取消を行った場合においては、当社は、別表第 8 号の規定に基づき料金等を払戻すものとします。ただし、加入者が当社の指定する他のオプションチャンネルおよび / またはオプションセットに関する契約を締結している場合には、払戻される料金等は、それらの契約に係る料金等の支払いに充当されるものとします。

### 第 13 条 ( オプションチャンネルおよび / またはオプションセットの情報提供 )

当社は、オプションチャンネルおよび / またはオプションセットの内容および放送時間を、原則として当社の指定する番組検索サービス ( 以下「EPG」といいます。 ) により提供するものとします。ただし、当社は、EPG によりお知らせした内容を適宜、当社の判断により変更する場

合があります。

#### 第 14 条 ( PPV、PPD および PPS の視聴 )

- 1 加入者は、PPV、PPDまたはPPSの提供を受けようとする場合には、デジタルチューナーを電気通信回線に接続した上、課金単位ごとに別表第 5 号に規定する方法により個別の申込みを行わなければなりません。
- 2 前項の申込みを行った場合においては、加入者は、その申込みの撤回を行うことは出来ません。
- 3 課金単位ごとの料金は、本約款規定の料金に従って EPG によりお知らせします。

#### 第 15 条 ( 視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニュー )

- 1 加入者は、視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューを視聴する場合には、別表第 6 号に規定する方法により、加入者は、最低年齢 ( その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢 ) および暗証番号またはパスワード ( 以下、合わせて「暗証番号等」といいます。 ) を事前に登録し、視聴することに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- 2 加入者は、暗証番号等を視聴可能最低年齢に満たない者に知られないよう、厳格に管理しなければなりません。なお、視聴可能最低年齢に満たない者が前項に規定するオプションメニューを視聴したことに起因する加入者の不利益について、当社および当社の代理人は、一切責任を負わないものとします。
- 3 加入者は、暗証番号等を忘れた場合においては、暗証番号等設定を初期状態に戻すために、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人の指定する者に通知しなければなりません。この場合においては、加入者は、別表第 3 号 2 ) に規定する暗証番号消去手数料を支払わなければなりません。

#### 第 16 条 ( デジタルチューナーの管理等 )

当社は、加入者に対しデジタルチューナーおよびリモートコントローラー等の付属品を別表第 4 号に規定されるデジタルチューナー等のレンタル条件によりレンタルするものとします。ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。

### 第三節 その他

#### 第 17 条 ( 契約の有効期間 )

光パーフェクTV！サービス契約の有効期間は、契約成立日(加入申込者が加入申込みを行い、当社がその内容を確認後、承諾した日を指します。)から契約成立の日の属する月の翌月の初日より1年を経過した日までとし、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに加入者から更新拒絶の意思表示がない場合においては、光パーフェクTV！サービス契約は、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

#### 第 18 条 ( 加入者が行う契約の解除等 )

- 1 加入者は、光パーフェクTV！サービス契約を解除しようとする場合においては、その月末をもって解除を希望する月の初日の前日 ( 同日を含まない ) までに、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人の指定する者に通知しなければなりません。この場合において、当該通知に係る光パーフェクTV！サービス契約は、当該月末をもって解除されるも

- のとします。
- 2 前項に基づき加入者が光パーフェクトV！サービス契約の解除を行った場合において払戻すべき料金等が存在する場合には、当社は、別表第8号の規定に基づき各種料金を払戻します。
  - 3 光パーフェクトV！サービス契約の加入者が、アミックスコムサービス契約を解除した場合、光パーフェクトV！サービス契約も同時に解除されるものとします。
  - 4 第1項に基づき加入者が光パーフェクトV！サービス契約を解除し、1年以内に再度当社と契約を締結する場合には、加入料の支払は不要です。
  - 5 光パーフェクトV！サービス契約を再度締結する時期が、第1項に基づく契約の解除後1年を越える場合には、当社は、当該契約を新たな光パーフェクトV！サービス契約として扱います。

#### 第19条（当社が行う契約の解除等）

- 1 当社は、加入者が各種料金の支払いを怠った場合、その他本約款に違反した場合においては、相当の期間を定めて催告の上、加入者に対する光パーフェクトV！サービスを停止して、光パーフェクトV！サービス契約を解除できるものとします。
- 2 次の各号の事由により光パーフェクトV！サービス契約の提供が不可能な事態が生じた場合には、光パーフェクトV！サービス契約は終了するものとします。
  - (1) 当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合
  - (2) アミックスコムの通信免許が取消され、または再免許が拒否された場合
  - (3) 本設備に回復不能の損害が生じた場合
  - (4) 当社とアミックスコムとの間の施設使用契約が履行されない場合
  - (5) その他当社が光パーフェクトV！サービスを提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合
- 3 当社は、天災、事変等により、加入者が光パーフェクトV！サービスを受けることが著しく困難であると認められる事態が生じた場合であって、かつ、当社が加入者の光パーフェクトV！サービス契約の継続に係る意思を確認することが困難であるときは、加入者に対する光パーフェクトV！サービスを停止することがあります。また、かかる光パーフェクトV！サービスの停止後、当社が定める期間を経過した場合であって、かつ当社が加入者の光パーフェクトV！サービス契約に係る意思を確認することが困難であるときは、当該期間経過をもって、光パーフェクトV！サービス契約は終了するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合には、加入者に対する光パーフェクトV！サービスの提供を停止して光パーフェクトV！サービス契約を解除できるものとします。
  - (1) 加入者が、当社の提供する光パーフェクトV！サービスを、業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用し、または同時送信もしくは再分配で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（当社と別の取り決めをしている場合を除きます。）
  - (2) 加入者が第21条第1項に記載された禁止事項を行った場合または行うおそれがあると認められる場合
- 5 第1項に基づき契約を解除された者が再加入を希望する場合には、解除された原因を除去することが必要です。当社が、再加入を認めるときは、新たな光パーフェクトV！サービス契約を締結するものとします。
- 6 第1項に基づき契約が解除された場合または第2項もしくは第3項に基づき契約が終了した場合には、当社は、別表第8号に基づき各種料金を払戻すものとします。また、第4項に基づき契約が解除された場合には、当社は、解除の月の各種料金を請求し、

既に支払われた各種料金がある場合にはこれを払戻しません。

#### 第 20 条（通知義務）

光パーフェクTV！サービス契約の申込みの際、氏名、住所、電話番号等当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して告げた事項に変更が生じた場合においては、加入者は、直ちに当社の指定する方法により、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対して変更の通知をしなければなりません。

#### 第 21 条（禁止事項）

- 1 加入者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。
  - (1) スカパー！ICカードの改造及び改ざん等「スカパー！ICカード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びにデジタルチューナーの改造及び改ざん並びにスカパー！ICカードによらない光パーフェクTV！サービスの視聴
  - (2) アミックスコム設備に損害を与える行為
  - (3) 光パーフェクTV！サービスに係る当社または当社の代理人もしくは第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害する行為
  - (4) 光パーフェクTV！サービスを用いた、法その他の法令等に違反する行為
  - (5) 加入者が光パーフェクTV！サービス契約の申込みの際、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項または一部について、真実とは異なることを告げること
  - (6) 加入者が、光パーフェクTV！サービス契約の申込みの際告げたご利用先住所以外の場所で、デジタルチューナーおよびスカパー！ICカードを使用し、加入者と同一世帯以外の者に視聴させる行為
- 2 加入者が前項に違反して当社または当社の代理人に損害を与えた場合においては、当社または当社の代理人は、加入者に対し損害の賠償を請求することがあります。

#### 第 22 条（免責事項）

当社および当社の代理人は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 天災、事変および降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常
- (2) 当社または当社の代理人の責に帰さない事由により生じた光パーフェクTV！サービスの停止
- (3) 加入者もしくは加入者および当社（当社の代理人を含みます。）以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常
- (4) 通常の用法によらないデジタルチューナーの使用によるデジタルチューナーに起因する異常

#### 第 23 条（加入者個人情報の取扱い）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」といいます。）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）および本約款の規定に基づいて適正に取扱います。
- 2 当社のプライバシーポリシーには、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」といいます。）が当社に対して行

う各種請求に関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ（<http://www.opticast.jp/>）において公表します。

- 3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### 第 24 条（加入者個人情報の利用目的等）

- 1 当社は、次の各号に掲げる目的で、加入者個人情報を取扱います。なお、第 5 号および第 11 号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止を行うことが困難な場合を除き、光パーフェクト TV！サービスの提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。
  - (1) 光パーフェクト TV！サービス契約の締結および継続に関すること
  - (2) 光パーフェクト TV！サービスの提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
  - (3) スカパー！IC カードユーザー登録
  - (4) 料金等の請求および収納
  - (5) 光パーフェクト TV！サービスに関する情報の提供（番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報の提供、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者が提供する放送役務の紹介、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者が発行する番組情報雑誌（他の放送事業者が提供する放送役務に係る情報が含まれることがあります。）の送付）
  - (6) 本人に対する通知、連絡
  - (7) 本人からの問い合わせ、苦情等に対する対応
  - (8) 光パーフェクト TV！サービスの向上を目的とした視聴者調査
  - (9) 設備の設置およびアフターサービス
  - (10) 光パーフェクト TV！サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
  - (11) 加入者に対する特典の提供
  - (12) 光パーフェクト TV！サービスの提供に関連しての第三者への提供（次条に該当する場合に限ります。）
- 2 当社は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、加入者個人情報を取扱うことはありません。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、または本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
  - (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する

必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

#### 第 25 条（加入者個人情報の第三者提供）

- 1 当社は、保有する加入者個人情報については、次の各号に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。（第三者への提供には、次条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合および第 27 条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。）ただし、前条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。
  - (1) 本人が書面等により同意した場合
  - (2) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、またはプライバシーポリシーに定めて本人が容易に知り得る状態においた場合
    - (ア) 第三者への提供を利用目的とすること
    - (イ) 第三者に提供される加入者個人情報の項目
    - (ウ) 第三者への提供の手段または方法
    - (エ) 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
  - (3) 当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に対する光パーフェクト TV！サービス契約の申込みが行われた際に、スカパーが行うスカパー！ICカードユーザー登録に必要な限度で加入者個人情報を当社の代理人に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者からスカパーへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます。）並びに加入者からスカパー！ICカードの紛失等の連絡、交換依頼等を受けた際に、当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者がスカパーに対して必要な連絡を行う場合
- 2 当社は、前項の規定により加入者個人情報を第三者に提供する場合、当該第三者の範囲について別表第 9 号に定めます。

#### 第 26 条（加入者個人情報の共同利用）

- 1 当社は、第 24 条第 1 項に規定する目的で取扱う加入者個人情報（本項においては、光パーフェクト TV！サービス契約の申込み時に加入者が告げた事項および第 20 条により加入者が通知した事項に限り、具体的な項目はプライバシーポリシーに定めます。）を、その目的を達成するために当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
- 2 当社は、第 11 条第 4 項の規定に基づいて光パーフェクト TV！サービス契約の申込みを承諾しなかった場合、もしくは第 12 条第 4 項の規定に基づいてオプションチャンネル、オプションパックおよび/またはオプションセットの申込み、追加、変更または取消を承諾しなかった場合または第 19 条第 1 項もしくは第 4 項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾または解除事由に該当する事実および当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうちプライバシーポリシーに定めるものを、当社の代理人と共同して利用します。この場合において、当該情報の利用目的は、第 11 条第 4 項もしくは第 12 条第 4 項または第 19 条第 1 項もしくは第 4 項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- 3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、前項の場合においては当社および当社の代理人が、自ら取扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名または名称はプライバシーポリシーに定めます。
- 4 前三項に規定する場合のほか当社が保有する加入者個人情報を他の者と共同して利用する

場合は、共同して利用される加入者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該加入者個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、プライバシーポリシーに定めます。

#### 第 27 条（加入者個人情報の取扱いの委託）

- 1 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
- 2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」といいます。）のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- 3 当社は、第 1 項の委託先との間で、加入者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4 前項の契約には、第 1 項の委託先が加入者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第 2 項および第 3 項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

#### 第 28 条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第 10 条から第 15 条までに規定する措置を講じます。

#### 第 29 条（本人による開示の求め）

- 1 本人は、当社または当社の代理人に対し、プライバシーポリシーに定める手続により、当社が保有する本人に係る加入者個人情報の開示（加入者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）の求めを行うことができます。
- 2 当社または当社の代理人は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。）当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
  - (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当社または当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該加入者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 3 条各号に該当することになる場合、または当該加入者個人情報が 6 ヶ月以内に消去されるものである場合には、当社は開示要求を拒否することができるものとします。
- 4 当社は、第 2 項ただし書および前項の規定に基づき加入者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨を通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

#### 第 30 条（本人による利用停止等の求め）

- 1 本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、プライバシーポリシーに定める手続により、当社または当社の代理人に対し、次の各号に掲げる求めを行うことができます。
  - (1) 加入者個人情報の内容が事実ではないという理由による加入者個人情報の訂正、追加

または削除

- (2) 加入者個人情報が第24条第1項または第2項の規定に違反して取扱われているという理由による加入者個人情報の利用の停止または消去
  - (3) 加入者個人情報が第25条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第2号または第3号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 3 当社または当社の代理人は、前項により講じた措置の内容(措置を講じない場合はその旨)を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

#### 第31条(本人確認と代理人による求め)

- 1 当社は、第24条第3項、第29条第1項または前条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、プライバシーポリシーに定める手続により行います。
- 2 本人は、第24条第3項、第29条第1項または前条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

#### 第32条(本人の求めに係る手数料)

- 1 当社または当社の代理人は、第24条第3項、第29条第1項の求めを受けた場合は、別表第10号に規定する手数料を請求します。
- 2 前項の手料金は、当社から本人(この項においては加入者に限ります。)に対して通知または開示をした月の料金等と合わせて収納することができるものとします。
- 3 前二項に規定する場合のほか手数料に係る手続は、プライバシーポリシーに定めます。

#### 第33条(苦情処理)

- 1 当社は、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 2 前項の苦情処理の手続は、プライバシーポリシーに規定します。

#### 第34条(本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口)

当社は、第24条第3項、第29条第1項または第30条第1項に基づく求め、前条に基づく苦情、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。

スカパーJ S A T株式会社 個人情報管理事務局 公表窓口責任者  
〒240-8790 保土ヶ谷郵便局私書箱12号  
電話番号：03-5571-7989(10時～18時)  
Eメール：privacy@skyperfectv.co.jp

#### 第35条(保存期間)

当社および当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表第11号に定め、これを超えた加入者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第 36 条（加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置）

- 1 当社は、当社が取扱う加入者の個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかにその事実関係を本人に通知するよう努めます。
- 2 当社は、当社が取扱う加入者個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 3 前二項の規定は、通知または公表することにより、第 29 条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第 37 条（権利の譲渡）

加入者は、光パーフェクTV！サービス契約上の権利、義務その他契約上の地位の全部または一部について譲渡、質入れ、賃貸、担保提供その他の処分等を行うことはできません。

第 38 条（契約上の地位の承継）

- 1 相続により、光パーフェクTV！サービス契約上の地位は承継されるものとします。
- 2 加入者の光パーフェクTV！サービス契約上の地位を承継した者（以下「承継者」といいます。）は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実および当社の指定する事項を当社または当社の代理人もしくは当社の代理人が指定する者に通知するとともに、当該光パーフェクTV！サービス契約に視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューが含まれる場合には、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しなければなりません。
- 3 当社は、承継者が当該視聴可能最低年齢以上であることを証明する書類を提出しない場合または承継者が当該視聴可能最低年齢に満たない場合においては、当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューの取消しを行うことがあります。
- 4 前項の規定に基づき当該視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューが取消された場合においては、当社は、別表第 7 号に基づき各種料金を払戻します。

第 39 条（準拠法・管轄）

本約款は日本国法に従って解釈されるものとし、加入者は、本約款から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることに合意するものとします。

第 40 条（協議事項）

本約款に定めのない事項が生じた場合には、誠意をもって協議の上解決するものとします。

別 表

1. 業務区域（第3条関係）

当社の光パーフェクTV！サービスは、次に掲げる地域内において、当社が別に定める区域において提供します。

- ・岐阜県恵那市の全域

2. 放送サービス内容（第3条関係）

光パーフェクTV！ベーシックパック（CSデジタル放送）

スカパー！プロモ、スカパー！インフォ、ベターライフ チャンネル、セレクトショッピング Ch.271、  
 ビクトリーチャンネル、ショップチャンネル、MALL OF TV、QVC（キュー・ヴィー・シー）、  
 ジュエリー Gem Shopping TV、ジャパネットチャンネルDX、  
 日経CNBC、朝日ニュースター、TBS ニュースバード、  
 IMAGICA BS、チャンネルNECO、MTV、カートゥーン ネットワーク、  
 キッズステーション、スカイ・A sports+、J SPORTS 1 SD、J SPORTS 2 SD、J SPORTS 3 SD、GAORA、  
 ゴルフネットワーク、ムービープラス、ディスカバリー チャンネル、スーパー！ドラマTV、  
 ファミリー劇場、TBSチャンネル、ヒストリーチャンネル、女性チャンネル LaLa TV、  
 ザ・シネマ、日本映画専門チャンネル、時代劇専門チャンネル、FOX、  
 アニマックス、AXN、ディズニー・チャンネル、MUSIC ON! TV（エムオン!）、  
 ナショナル ジオグラフィック チャンネル、日テレ NEWS24、ディズニーXD、動物チャンネル/アニマルプラネット、  
 日テレプラス、囲碁・将棋チャンネル

オプションメニュー

3) CSデジタル放送

- PPV（映画 / スポーツ / 音楽 / エンターテイメント）

パワープラッツ、パーフェクトチョイスプレミアム、スカチャン 172、スカチャン 173、スカチャン 178、  
 スカチャン 179、スカチャン 0、スカチャン 1、スカチャン 2、スカチャン 3、スカチャン 4、スカチャン 5、  
 スカチャン 186、Vシアター 135

- 映画

衛星劇場、スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3、FOXムービー、  
 V パラダイス、東映チャンネル、エキサイティング・グランプリ

- スポーツ

EX スポーツ、FIGHTING TV サムライ、日テレ G+、J SPORTS 4 SD

- 音楽

クラシカ・ジャパン、スターデジオ（100ch 音楽ラジオ）、  
 懐かし音楽 グラフィティTV/keiba

- アニメ

アニメシアターX(AT-X)

- 総合エンターテイメント

テレ朝チャンネル、フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ、フジテレビ TWO ドラマ・アニメ、  
 フジテレビ NEXT! フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム

- 海外ドラマ・バラエティ・韓流

サスペンスシアターFOXCRIME、アジアドラマチック TV So-net、KNTV、Mnet、KBS World、  
 ファッション TV、DATV

- 国内ドラマ・バラエティ・舞台  
シアター・テレビジョン、EX エンタテインメント、ホームドラマチャンネル、エンタ！371
- 娯楽・趣味  
釣りビジョン、パチ・スロ サイトセブンTV、旅チャンネル
- ニュース・ビジネス経済  
ビジネス・ブレイクスルー、CCTV 大富
- 外国語放送  
鳳凰衛視
- 教育・資格  
InstrucTV、
- 公営競技  
レジャーチャンネル(ボートレース専門TV！)JLC380～384、JLC385 プラス、JLC386 プラス、  
グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2、(ケイリンライブ)SPEED チャンネル、スピードプラスワン 395、  
南関東地方競馬チャンネル
- アダルト  
パワープラッツ、パーフェクト チョイス 110、パーフェクト チョイス 111、パーフェクト チョイス 112、  
パーフェクト チョイス 113、パーフェクト チョイス 114、パーフェクト チョイス 115、  
パーフェクト チョイス 116、パーフェクト チョイス 139、プレイボーイ チャンネル、  
レインボー チャンネル、ミッドナイト・ブルー、チャンネル・ルビー、ブルーチェリー(チェリーボム)、  
Zaptv、kmp チャンネル、まんぞくチャンネル、パラダイステレビ、ピンクチェリー(チェリーボム)、  
イエローチェリー(チェリーボム)、ダイナマイトTV、AV王、フラミンゴ 903

### 3. 放送サービス料金表(第8条関係)

加入料：初回のみ 2,940 円(税抜価格:2,800 円)

加入申込者が、光パーフェクTV！サービス契約(以下、本別表において「本契約」という)締結時において、既に当社の指定する別契約を締結している場合、又は同時に当社の指定する別契約を締結する場合は、本契約に基づく加入料の支払いを免除する場合があります。

なお、第18条(加入者が行う契約の解除等)第4項の規定は、加入者が当社の指定する別契約をすべて解除し、1年以内に当社と本契約を締結する場合にも適用されるものとします。また、同条第5項の規定は、加入者が当社と本契約を締結する時期が当社の指定する別契約をすべて解除した後1年を超える場合において適用されるものとし、かかる場合、加入者は、当社に再度加入料を支払わなければならないものとします。

#### 基本料

デジタルチューナー：月額 410 円 / 台(税抜価格:390 円)

#### 光パーフェクTV！ベーシックパック視聴料

デジタルチューナー1台目：月額 2,100 円(税抜価格:2,000 円)

デジタルチューナー2台目から4台目まで：月額 1,050 円(税抜価格:1,000 円)

オプションメニュー視聴料

1) オプションチャンネル(課金単位:一月毎)

映画		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
衛星劇場	1,890	1,800
スター・チャンネル1	( 1)1,890	1,800
スター・チャンネル2		
スター・チャンネル3		
FOXムービー	980	933
V パラダイス	735	700
東映チャンネル	1,575	1,500
エキサイティング・グランプリ	480	457

スポーツ		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
EX スポーツ	525	500
FIGHTING TV サムライ	1,365	1,300
J SPORTS 4 SD	1,365	1,300
日テレG+	945	900

音楽		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
クラシカ・ジャパン	3,150	3,000
スターデジオ(100ch音楽ラジオ)	( 3)1,575	1,500
懐かし音楽 グラフィティTV/keiba	630	600

アニメ		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
アニメシアターX(AT-X)	1,890	1,800

総合エンターテイメント		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
テレ朝チャンネル	630	600
フジテレビ ONE スポーツ・バラエティ	( 2)1,575	1,500
フジテレビ TWO ドラマ・アニメ		
フジテレビ NEXT! フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム		

海外ドラマ・バラエティ・韓流		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
サスペンスシアターFOXCRIME	750	714
アジアドラマチックTV So-net	630	600
KNTV	3,150	3,000
Mnet	1,575	1,500
KBS World	735	700
ファッションTV	1,050	1,000

DATV	2,500	2,381
<b>国内ドラマ・バラエティ・舞台</b>		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
シアター・テレビジョン	525	500
EX エンタテイメント	315	300
ホームドラマチャンネル	578	550
エンタ!371	1,260	1,200
<b>娯楽・趣味</b>		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
釣りビジョン	945	900
パチ・スロ サイトセブンTV	777	740
旅チャンネル	525	500
<b>ニュース・ビジネス経済</b>		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
CCTV大富	1,890	1,800
ビジネス・ブレイクスルー	17,850	17,000
<b>外国語放送</b>		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
鳳凰衛視	1,974	1,880
<b>教育・資格</b>		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
InstrucTV	5,250	5,000
<b>公営競技</b>		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
	(税抜価格)	
レジャーチャンネル(ボートレース専門TV!)JLC380	(4)1,029	980
レジャーチャンネル(ボートレース専門TV!)JLC381		
レジャーチャンネル(ボートレース専門TV!)JLC382		
レジャーチャンネル(ボートレース専門TV!)JLC383		
レジャーチャンネル(ボートレース専門TV!)JLC384		
JLC385 プラス	(5)1,260	1,200
JLC386 プラス		
グリーンチャンネル	(6)1,260	1,200
グリーンチャンネル2		
(ケイリンライブ)SPEEDチャンネル(1)		
(ケイリンライブ)SPEEDチャンネル(2)		
(ケイリンライブ)SPEEDチャンネル(3)		
(ケイリンライブ)SPEEDチャンネル(4)		
(ケイリンライブ)SPEEDチャンネル(5)		
スピードプラスワン395	1,050	1,000
南関東地方競馬チャンネル		

アダルト		
チャンネル名	月額視聴料(円)	
		(税抜価格)
プレイボーイ チャンネル	2,625	2,500
レインボー チャンネル	2,415	2,300
ミッドナイト・ブルー	2,415	2,300
チャンネル・ルビー	2,625	2,500
ブルーチェリー(チェリーボム)	2,625	2,500
Zap tv	2,415	2,300
kmp チャンネル	2,415	2,300
まんぞくチャンネル	1,995	1,900
パラダイステレビ	2,100	2,000
ピンクチェリー(チェリーボム)	(7) 2,625	2,500
イエローチェリー(チェリーボム)		
ダイナマイトTV	2,415	2,300
AV王	2,415	2,300

- 1 「スター・チャンネル マルチプレックス」3チャンネル分の料金
- 2 「フジテレビ ONE」「フジテレビ TWO」「フジテレビ NEXT」3チャンネル分の料金
- 3 100チャンネル分の料金
- 4 7チャンネル分の料金
- 5 2チャンネル分の料金
- 6 6チャンネル分の料金
- 7 2チャンネル分の料金

2) オプションセット(課金単位:一月毎)

1)の規定に関わらず、次の場合はそれぞれに規定する額を月額視聴料の合計額とします。

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
J 1 ライブ	2,580	2,457
構成チャンネル		
スカチャン 0 他( )	J SPORTS 1 SD	
TBS チャンネル	スカイ・A sports +	

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
J 2 ライブ	1,580	1,505
構成チャンネル		
スカチャン 0 他( )		

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
欧州サッカーセット	3,600	3,429
構成チャンネル		
スカチャン 0 他( )	J SPORTS 2 SD	
J SPORTS 4 SD		

当社が別途指定するサッカー関連番組のみ視聴可能

パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
中国総合大富セット	3,465	3,300
構成チャンネル		
CCTV大富	鳳凰衛視	
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
プレイボーイセット	3,150	3,000
構成チャンネル		
プレイボーイチャンネル	チャンネル・ルビー	
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
チェリーボムセット	3,150	3,000
構成チャンネル		
ピンクチェリー(チェリーボム)	イエローチェリー(チェリーボム)	
ブルーチェリー(チェリーボム)		
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ダイナマイトセット	2,898	2,760
構成チャンネル		
ダイナマイトTV	AV王	
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ゴールデンアダルトセット	3,150	3,000
構成チャンネル		
レインボーチャンネル	ミッドナイト・ブルー	
パラダイステレビ		
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ドリームセット4	4,200	4,000
構成チャンネル		
プレイボーイチャンネル	チャンネル・ルビー	
ダイナマイトTV	AV王	
パック・セット名	月額視聴料(円)	(税抜価格)
ジャンボセット6	6,300	6,000
構成チャンネル		
プレイボーイチャンネル	kmpチャンネル	
チャンネル・ルビー	ダイナマイトTV	
ZapTV	AV王	

3) PPV/PPD/PPS視聴料

a. PPV(課金単位:一番組毎)

チャンネル名	
パワーブラッツ	Vシアター135
ダイナマイトTV	フラミンゴ903
ブルーチェリー(チェリーボム)	Splash
Zaptv	kmpチャンネル
AV王	
パーフェクト チョイス 110	パーフェクト チョイス 111
パーフェクト チョイス 112	パーフェクト チョイス 113
パーフェクト チョイス 114	パーフェクト チョイス 115
パーフェクト チョイス 116	パーフェクト チョイス 139
パーフェクチョイスプレミアム	スカチャン 172
スカチャン 173	スカチャン 178
スカチャン 179	スカチャン 0
スカチャン 1	スカチャン 2
スカチャン 3	スカチャン 4
スカチャン 5	スカチャン 186

b. PPD(課金単位:一日毎)

チャンネル名	
プレイボーイチャンネル	レインボーチャンネル
ミッドナイト・ブルー	チャンネル・ルビー
まんぞくチャンネル	パラダイステレビ
ピンクチェリー(チェリーボム) / イエローチェリー(チェリーボム) (2チャンネル分の料金)	
パーフェクト チョイス 110	パーフェクト チョイス 111
パーフェクト チョイス 112	パーフェクト チョイス 113
パーフェクト チョイス 114	パーフェクト チョイス 115
パーフェクト チョイス 116	パーフェクト チョイス 139
パーフェクチョイスプレミアム	スカチャン 172
スカチャン 173	スカチャン 178
スカチャン 179	スカチャン 0
スカチャン 1	スカチャン 2
スカチャン 3	スカチャン 4
スカチャン 5	スカチャン 186

c. PPS(課金単位:一シリーズ毎)

課金単位ごとの料金は、当社が放送するEPGによりお知らせします。

光パーフェクトTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料の計算

- 1) 当社は、放送サービス料金については、暦月を一単位として計算します。
- 2) 前項に関わらず、チャンネルの申込みの成立の日の属する月の放送サービス料金は請求しません。ただし、チャンネルの申込みの成立の日の属する月(以下「申込み成立月」といいます。)に、加入者がチャンネル申込み成立月の月末をもってチャンネルの取り消しの申請を行い、当社がこれに応じた場合、加入者はチャンネル申込み成立月分の有料放送料金を当社に支払わなければなりません。また、チャンネル申込みがその月末をもって取り消された月の翌月に、加入者が、再度チャンネル申込みを行い、チャンネル申込みが成立した場合には、当社は、当該チャンネル申込み成立月の放送サービス料金を請求するものとし、加入者は、これを支払わなければなりません。

手数料

- 1) 返金手数料:1,050円 / 回(税抜価格:1,000円)  
第23条第2項および3項に基づく払戻し以外に当社が払戻しを行う場合においては、加入者は返金手数料を支払わなければなりません。
- 2) 暗証番号消去手数料:210円 / 回(税抜価格:200円)  
加入者は、暗証番号を忘れた場合においては、暗証番号設定を初期状態に戻すために当社の代理人に通知しなければなりません。この場合において、加入者は暗証番号消去手数料を支払わなければなりません。
- 3) スカパー！ICカード再発行手数料:4,200円 / 枚(税抜価格: 4,000円)

工事費:実費

4. デジタルチューナー等のレンタル条件

本号 規定のレンタル料を支払うことでデジタルチューナーおよび付属品の貸与を受けることができます。

加入者は、デジタルチューナーの使用上の注意事項を遵守して、善良なる管理者の注意義務をもってデジタルチューナーの維持管理をするものとします。

加入者の故意または過失によりデジタルチューナーまたはリモートコントローラ等の付属品を破損または紛失した場合には、加入者の責任と負担において修理、補填および交換等の措置をとるものとします。

加入者は、光パーフェクTV！サービス契約が解除等により終了した場合には、その理由のいかんを問わず、当社にデジタルチューナーおよびリモートコントローラ等の付属品を返還するものとします。この場合、加入者は当社に対して、本号 規定のデジタルチューナーレンタル解約手数料を支払うものとします。

加入者は、当社が必要に応じて行うデジタルチューナーのバージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

加入者が光パーフェクTV！サービスの提供を受けるに当たって使用するスカパー！IC カードの所有権は、スカパーに帰属するものであり、また、スカパーが定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に同意した加入申込者のみが本約款に基づく光パーフェクTV！サービス契約を締結できるものとします。スカパー！IC カードの貸与、紛失、再発行および返却についても「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」の適用を受けます。

加入者は、スカパー！ICカードを紛失し、または盗難にあった場合においては、「スカパー！ICカード使用許諾契約約款」に従い、速やかに必要な届出等を行わなくてはなりません。なお、この届出等が受理される以前に、第三者によりスカパー！IC カードが使用された場合においては、当該スカパー！ICカードの使用に係る第8条第1項に規定する料金等は、加入者の負担となります。

スカパー！ICカードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、スカパーが定めた「スカパー！IC カード使用許諾契約約款」に基づき、スカパーの責任において正常なカードと取り替えがなされます。

デジタルチューナー等の料金

- 1) デジタルチューナーレンタル料 : 月額315円 / 台(税抜価格:300円)
- 2) 機器等交換費用
  - ・デジタルチューナー : 23,100円 / 一台(税抜価格:22,000円)
  - ・リモートコントローラ : 1,365円 / 一式(税抜価格: 1,300円)
  - ・A V マ ウ ス : 2,100円 / 一式(税抜価格: 2,000円)
  - ・A V ケ ー ブ ル : 683円 / 一式(税抜価格: 650円)
  - ・同 軸 ケ ー ブ ル : 840円 / 一式(税抜価格: 800円)
  - ・取 扱 説 明 書 : 1,470円 / 一式(税抜価格: 1,400円)

・電 源 コ ー ド : 788円/一式(税抜価格: 750円)

3) デジタルチューナーレンタル解約手数料: 3,150円/台 (税抜価格: 3,000円)

5. 個別視聴申込方法(第14条関係)

申込方法

テレビ画面上に表示される指示に従って行っていただきます。購入確認をオンすることにより、申込は確定します。また、視聴予約の場合は、購入確認は画面上に表示されません。番組の開始と同時に視聴申込は確定します。

撤回

購入確認をオンしたあとは申込みの撤回はできなくなります。視聴予約の場合は、放送開始までに予約の撤回ができます。

その他

視聴データは、スカパー！ICカードに蓄積されることにより一ヶ月当たりの視聴料の合計額が確定されます。当社は、電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

6. 視聴可能最低年齢を定めて提供されるオプションメニューを視聴するための方法(第15条関係)

当社は、番組ごとに視聴可能最低年齢を設定して放送します。

加入者は、最低年齢(その世帯内において、当該サービスを視聴することとなる最も若年の者の年齢をいいます。)・暗証番号を初期設定入力画面で入力いただくことにより視聴することができます。なお、暗証番号は、番組ごとに入力する必要があります。

7. 支払方法および支払日(第12条関係)

光パーフェクトTV！ベーシックパック視聴料およびオプションメニュー視聴料

1) 支払日

指定口座からの自動引き落としの場合、原則として毎月26日(当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)。クレジットカードの場合、各クレジットカード会社との約定日。

2) 支払方法

クレジットカード又は指定口座からの自動引き落とし等の方法により支払って頂きます。

3) 支払対象期間

PPV・PPD……原則として前月末日までにご視聴いただいた分

PPS……シリーズに係る全期間(支払日は、シリーズ開始後の初回の支払い時に一括)

その他……当月分

加入料

1) 支払日

光パーフェクトTV！！ベーシックパック料金およびオプションメニュー視聴料の初回支払と同時。

2) 支払方法

光パーフェクトTV！！ベーシックパック料金およびオプションメニュー視聴料の支払方法と同じ。

デジタルチューナー等の料金

1) デジタルチューナーレンタル料

光パーフェクトTV！！ベーシックパック料金およびオプションメニュー視聴料の支払い日および支払い方法に従って支払っていただきます。

2) 付属品交換費用

付属品の交換を行った月の翌月に、光パーフェクトTV！！ベーシックパック料金およびオプションメニュー視聴料の支払い日および支払い方法に従って支払っていただきます。

3) デジタルチューナーレンタル解約手数料

デジタルチューナーレンタルの解約を行った月の翌月に、光パーフェクトTV！！ベーシックパック料

金およびオプションメニュー視聴料の支払い日および支払い方法に従って支払っていただきます。  
 手数料

1) 返金手数料

返金時に、返金の金額より差し引きます。

2) 暗証番号消去手数料

暗証番号の消去を行った月の翌月に、放送サービス料金の支払日および支払方法に従って支払っていただきます。

8. サービス料金等の払戻し

一括払いの料金に残余が生じる場合は、次の計算式により払い戻します。なお、返金手数料を要する場合には、当社は、次の計算式による額から返金手数料を引いた額を払い戻します。

$$\text{一括払いの料金} \times \frac{(\text{一括払いに係る月数}) - \{\text{既に放送した月数}\}}{(\text{一括払いに係る月数})}$$

9. 加入者個人情報を提供する第三者の範囲(第25条関係)

該当なし

10. 加入者が行う請求の種別(第32条関係)

開示請求手数料 525 円(税抜価格 500 円)

11. 加入者個人情報の消去(第35条関係)

種 類	保持期間
加入者の申込書記載内容ほか電子情報	契約終了後7年以内
加入者個人情報が記載された書面	
その他の加入者個人情報	

(2012年4月1日改定)